

シリーズ 市を目指して 皆さんの疑問にお答えします 「市制と人口について」



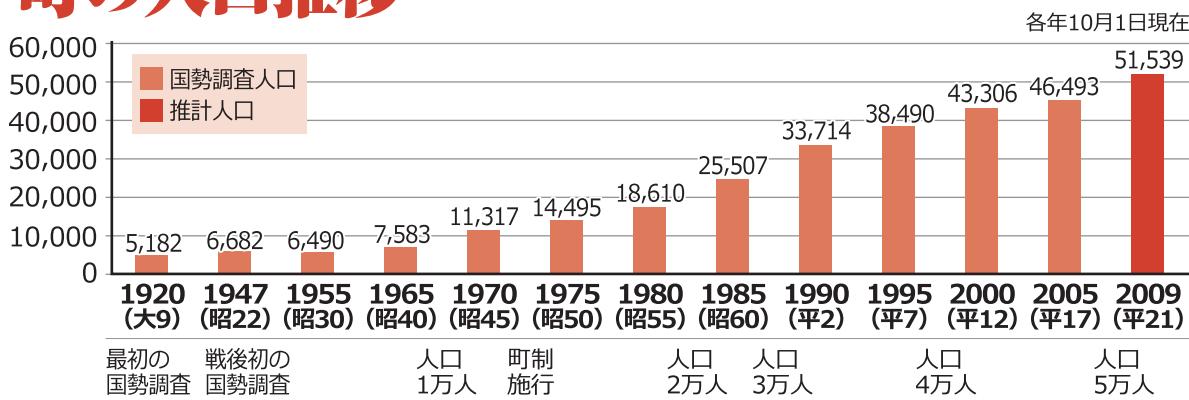
これまで広報や先に開催した市制施行住民説明会では、市になることと人口とは深い関わりがあると説明してきました。現在は5年に一度の全国的な統計調査である国勢調査が行われているため、今回は市制と人口との関係や、国勢調査制度が開始されてからの人口の移り変わりについて整理しました。

問合先 市制施行準備室(内線255)

1 「市」と「人口」との関係

- 「市」になるには、地方自治法、愛知県条例、総務省通知に規定する要件を満たしている必要があります。国勢調査に基づく人口が5万人以上であることや、市街地の戸数が全戸数の6割以上であることなどさまざまな要件があります。
- このように、「市」には都市として一定の規模や機能が必要となります。いったん「市」に移行した後、人口が5万人以下に減少しても「町」に戻ることはできません。
- 長久手町では、平成20年5月に推計人口(下記、「推計人口」と「総人口」を参照)が5万人を超えることになりました。
- 人口増加率は「あいちの人口(年報)」によれば平成19~21年の3年連続で県下1位となっており、平成22年7月の平均年齢も37.8歳と県下で最も若く、人口に関する傾向は健全な状況となっています。

2 町の人口推移



3 「推計人口」と「総人口」

- 【推計人口】直近の国勢調査確定人口を基に、その後の人口増減数(出生、死亡、転入、転出)を加えたものです。国勢調査人口に基づいているため、実際に住んでいる人の数を表すには最も信頼性が高い数値です。
- 【総人口】=「住民基本台帳登録者(日本人)」+「外国人登録者」
本町を含めた市町村がホームページや毎月の広報に掲載しているのはこの人口です。
- 長久手町の場合、平成17年国勢調査人口46,493人に対し、同時期の総人口は43,650人で、その差は2,843人となります。この差の内訳は、学生が多い本町ならではの傾向です。

長久手町は、すでに人口以外の市の要件を備えており、今回の国勢調査で人口5万人を超える、みんなの意向も確認しながら、市に向けて具体的な準備を進めていきます。